

平成 26 年 5 月 1 日策定
令和 5 年 5 月 1 6 日改訂

摂津市立鳥飼東小学校

いじめ防止基本方針

【前文】

1. いじめの定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」
〈いじめ防止対策推進法 第二条〉

2. 学校教育目標『やさしく かしこく たくましく』

- （1）友だちを大切にする子：一人ひとりが大切にされ、人間関係づくりができる学校
- （2）自分から学んでいく子：保幼小中一貫教育の中で、学力向上・授業改善ができる学校
- （3）豊かな心と強い体をもつ子：たくましく生きるための健康・体力づくりができる学校

【いじめ防止対策に関する基本的な方針】

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある、重大な人権侵害事象である。

本方針は、「いじめ防止対策推進法」第 13 条の規定に基づいて、これまでの本校の教育に係る取り組みをあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2. いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

3. 学校及び教職員の責務

本校では、すべての児童の人権を尊重し、安心できる居場所となる学校を作るため、いじめをさせない、いじめを許さないという強い認識に全教職員が立ち、同じ姿勢で児童への指導に当たる。また、いじめは大人の目の届きにくい所で発生することを十分認識し、家庭や地域ならびに関係外部機関と連携して全力で実態把握に努める。さらに、児童一人ひとりの小さな変化を見逃さず、悩みや戸惑いに寄り添いながら、学校組織として早期かつ迅速な対応に努める。いじめを認知した時には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行うとともに、教職員が児童を傷つけ、いじめを助長することがないよう十分留意し、いじめられている児童の立場に立って組織的な支援（指導）を行う。その際、事象の教訓化と再発防止にも努めなければならない。

【いじめの防止等のための基本となる事項】

1. 基本施策

(1) 学校におけるいじめの防止

児童等の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じて人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ① 絆づくり、居場所づくり、集団づくりの取組み推進
- ② わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む
- ③ 障がいのある児童等への理解を深め、すべての児童等にとって安心・安全な学校作りの推進
- ④ 「東小5つのルール」を中心にした規範意識の醸成（道徳教育の推進）
- ⑤ 児童会活動の活性化、体験活動の充実
- ⑥ 大阪府教育庁作成の「いじめ防止マニュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」等の活用や体罰防止などの内容を含めた校内研修の充実
- ⑦ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策・児童への情報モラル教育の充実や保護者への啓発の充実
- ⑧ 学校便りやホームページなどを通じたいじめに関する相談体制等についての啓発活動

(2) いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査等

- ・ 児童対象 生活アンケートの実施 年3回（7月・12月・3月）

② いじめ相談体制

- ・ なんでも相談箱の設置（校長室前）
- ・ 相談体制の整備と情報の共有
【窓口：いじめ対策委員会（以下、「すこやか委員会」）】
- ・ スクールカウンセラー（以下、「SC」）、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」）、（SSW サポーター）の活用

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 児童への情報モラル教育
- ・ 犯罪被害防止教室の実施
- ・ 保護者への啓発

④ 情報集約の工夫と窓口の明確化

- ・ 職員打ち合わせ、学年会、学年部会、すこやか委員会、PCの校内掲示板等で日常的に職員間による情報共有
- ・ 集団づくり校内研修等で、学期ごとに職員全体で情報共有
- ・ 「すこやか委員会」にて情報集約、対応方針を決定

2. いじめ防止等に関する措置

(1) いじめ防止等のための組織「すこやか委員会」の設置

<構成員>

管理職、首席、関係教職員、養護教諭、支援教育コーディネーター、生活指導担当、SC、SSW、(SSW サポーター)、学校医 等

<活 動>

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること
- ・いじめ事案に関する記録とその保管および引き継ぎ

<開 催>

- ・「すこやか委員会」を原則毎週開催し、いじめ事案発生時は緊急開催する。

(2) いじめに対する措置

- ①いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、すみやかに管理職に報告する。すぐに「すこやか委員会」で情報共有し、いじめの有無を確認し、対応方針を決定する。事実確認の結果は家庭訪問等により、できるだけ早く被害・加害児童の保護者に伝える。あわせて市教育委員会に報告する。
- ②いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から関わりをもつ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ③いじめの加害児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際は、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童・生徒の人格の成長に主眼を置く。
- ④いじめの被害児童・保護者には、学校は被害者側に立ち、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。また、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑤いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級や学年全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう指導する。
- ⑥ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関との連携の上、直ちに削除されるよう要請する。
- ⑦犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、摂津市教育委員会及び摂津警察署等と連携して対処し、再発防止の対処を行う。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。
- ④上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

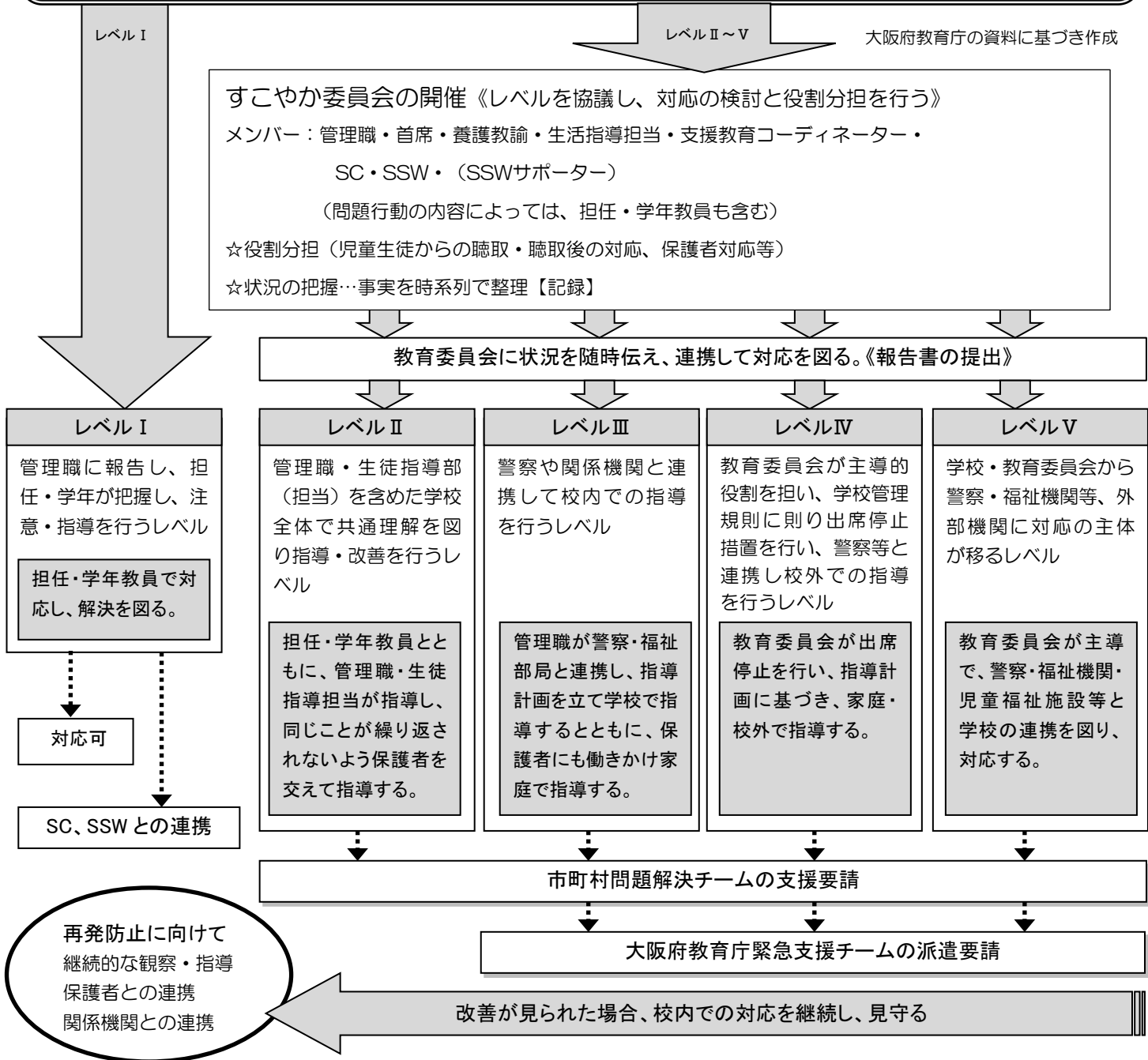
(4) 学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ②いじめの再発防止の取組に関すること。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪府教育庁の資料に基づき作成



留意事項

- > 対応は、教育委員会への報告・相談を大切にし、レベル I・II でも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- > レベル I～III は学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- > いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- > 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベル III 以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

5つのレベルの例示 (□いじめ、◇その他問題行動)

レベルⅠ

□ことばによるからかい□無視□攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等）
◇無断欠席・遅刻◇反抗的な言動◇服装・頭髮違反◇授業をさぼる◇学校施設の無許可使用等
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

レベルⅡ

□仲間はずれ□悪口・陰口、軽度の暴言◇攻撃的な言動◇軽微な賭けごと◇軽微な授業妨害
◇軽微な器物損壊◇授業をさぼって校内でたむろ
※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

レベルⅢ

□暴言・誹謗中傷行為（「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの）□脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの）
□暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらぬもの）◇喫煙◇軽微な窃盗行為◇悪質な賭けごと◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等
※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

レベルⅣ

□重い暴力・傷害行為□重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）
◇危険物の所持◇違法薬物の所持・販売行為◇窃盗行為◇痴漢行為等
※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対処するのが適切と判断される場合
※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。
※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

レベルⅤ

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）
◇凶器の所持◇放火、強制わいせつ、強盗等
※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対処するのが適切と判断される場合